

# 入所者利用料金表

特別養護老人ホーム健老園  
介護老人福祉施設(ユニット型個室) 令和3年8月1日改定

## ◆ 利用料金

[地域単価(1単位あたり)=10.14]

1割負担				負担割合 1割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	652単位	1,600	2,940	5,247	157,410
要介護 2	720単位	1,600	2,940	5,316	159,480
要介護 3	793単位	1,600	2,940	5,390	161,700
要介護 4	862単位	1,600	2,940	5,460	163,800
要介護 5	929単位	1,600	2,940	5,528	165,840

2割負担				負担割合 2割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	652単位	1,600	2,940	5,954	178,620
要介護 2	720単位	1,600	2,940	6,092	182,760
要介護 3	793単位	1,600	2,940	6,240	187,200
要介護 4	862単位	1,600	2,940	6,380	191,400
要介護 5	929単位	1,600	2,940	6,516	195,480

3割負担				負担割合 3割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	652単位	1,600	2,940	6,661	199,830
要介護 2	720単位	1,600	2,940	6,868	206,040
要介護 3	793単位	1,600	2,940	7,090	212,700
要介護 4	862単位	1,600	2,940	7,300	219,000
要介護 5	929単位	1,600	2,940	7,504	225,120

※食費の内訳

朝食:360(円) 昼食:570(円) おやつ:100(円) 夕食:570(円)

※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。

(日額)・個別機能訓練加算(Ⅰ):12単位 ・夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ ユニット型:33単位

(日額)・日常生活継続支援加算(Ⅱ)ユニット型:46単位

(月額)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×8.3%)

(月額)・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%)

## ◆利用料金(補足給付)

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります。  
(市町村への申請が必要です。)  
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

### 利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	652単位	1,360	1,310	3,377	101,310
要介護2	720単位	1,360	1,310	3,446	103,380
要介護3	793単位	1,360	1,310	3,520	105,600
要介護4	862単位	1,360	1,310	3,590	107,700
要介護5	929単位	1,360	1,310	3,658	109,740

#### 【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

### 利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	652単位	650	1,310	2,667	80,010
要介護2	720単位	650	1,310	2,736	82,080
要介護3	793単位	650	1,310	2,810	84,300
要介護4	862単位	650	1,310	2,880	86,400
要介護5	929単位	650	1,310	2,948	88,440

#### 【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

### 利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	652単位	390	820	1,917	57,510
要介護2	720単位	390	820	1,986	59,580
要介護3	793単位	390	820	2,060	61,800
要介護4	862単位	390	820	2,130	63,900
要介護5	929単位	390	820	2,198	65,940

#### 【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

### 利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	652単位	300	820	1,827	54,810
要介護2	720単位	300	820	1,896	56,880
要介護3	793単位	300	820	1,970	59,100
要介護4	862単位	300	820	2,040	61,200
要介護5	929単位	300	820	2,108	63,240

#### 【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。

(日額)・個別機能訓練加算(Ⅰ):12単位・夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ ユニット型:33単位・日常生活継続支援加算(Ⅱ)ユニット型:46単位(月額)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(〈基本サービス費+各種加算合計〉×8.3%)・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%)

# 加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園  
介護老人福祉施設(ユニット型個室) 令和3年4月1日改定

- ・ユニット型介護福祉施設サービス費(ユニット型個室) (単位/日額)  
要介護1:652単位 要介護2:720単位 要介護3:793単位 要介護4:862単位 要介護5:929単位
- ・個別機能訓練加算(単位/日額)  
個別機能訓練加算(Ⅰ):12単位 個別機能訓練加算(Ⅱ):20単位
- ・夜勤職員配置加算(単位/日額)  
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ ユニット型:33単位/日
- ・栄養マネジメント強化加算(単位/日額)  
栄養マネジメント強化加算:11単位
- ・日常生活継続支援加算(単位/日額)  
日常生活継続支援加算(Ⅱ) ユニット型:46単位
- ・サービス提供体制加算(単位/日額)  
サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22単位 サービス提供体制加算(Ⅱ):18単位 サービス提供体制加算(Ⅲ):6単位
- ・口腔衛生管理加算(単位/日額)  
口腔衛生管理加算(Ⅰ):90単位 口腔衛生管理加算(Ⅱ):110単位
- ・看護体制加算(単位/日額)  
看護体制加算(Ⅰ)イ:6単位 看護体制加算(Ⅱ)イ:13単位
- ・若年性認知症入所者受入加算: 120単位/日額
- ・療養食加算: 6単位/回 ※1日3回を上限
- ・入院外泊時加算: 246単位/日額 ※1月に6日まで
- ・初期加算: 30単位/日額
- ・退所時等相談援助加算  
退所前訪問相談援助加算: 460単位/回 ※1回まで  
退所後訪問相談援助加算: 460単位 ※1回まで  
退所時相談援助加算: 400単位/回 ※1回まで
- ・経口移行加算: 28単位/日額
- ・経口維持加算(単位/日額)  
経口維持加算(Ⅰ):400単位 経口維持加算(Ⅱ):100単位
- ・看取り介護加算(単位/日額)  
看取り介護加算(Ⅰ) 看取り介護加算(Ⅱ)  
死亡日45日前～31日前:72単位 死亡日45日前～31日前:72単位  
死亡日30日前～4日前:144単位 死亡日30日前～4日前:144単位  
死亡日前々日、前日:680単位 死亡日前々日、前日:780単位  
死亡日:1,280単位 死亡日:1,580単位
- ・科学的介護推進体制加算(単位/月額)  
科学的介護推進体制加算(Ⅰ):40単位 科学的介護推進体制加算(Ⅱ):50単位
- ・褥瘡マネジメント加算(単位/月額)  
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ):3単位 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ):13単位 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ):10単位
- ・介護職員処遇改善加算(単位/月額)  
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (<基本サービス費+各種加算合計>×8.3%)  
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (<基本サービス費+各種加算合計>×6.0%)  
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (<基本サービス費+各種加算合計>×3.3%)
- ・介護職員特定処遇改善加算(単位/月額)  
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (<基本サービス費+各種加算合計>×2.7%)  
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) (<基本サービス費+各種加算合計>×2.3%)

## ※入所に関する留意点

- ・介護保険要介護認定にて要介護3以上の方となります。特例要件に該当される方は要介護度1または2の方も対象となります。
- ・介護保険負担限度額認定を受けている入所者の入院中の居住費は、入院7日目以降2,006円/日額を請求いたします。